事　務　連　絡
令和２年５月２７日

指定自立支援医療（精神通院医療）機関　各位

香 川 県 障 害 福 祉 課
香川県精神保健福祉センター

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う自立支援医療（精神通院医療）
の受給者証の有効期間にかかる特例措置について（お知らせ）

日頃は、本県の自立支援医療（精神通院医療）の実施に関し、多大なご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う自立支援医療の扱いについて、本年 4 月 30 日付けで厚生労働省から自立支援医療を含む公費負担医療の取扱いに関する児童福祉法施行規則等の一部改正の施行通知が発出されたところです。

つきましては、それを踏まえ、本県の自立支援医療（精神通院医療）におきましても、取り扱いは別紙のとおりとしますので、医療事務の取扱いにあたってご留意ください。

【添付書類】
・「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の交付及び施行について」（厚労省発　4/30）

・「取り扱いについてのＱ＆Ａ」（厚労省発　5/8）

※全ての医療機関に送信しておりますので、該当しない医療機関におきましては、ご了承ください。

（本件の照会先）
＜精神通院医療の手続き、認定等に関すること＞
香川県精神保健福祉センター
TEL 087-804-5567
＜厚生労働省からの通知文の送付等に関すること＞
香川県障害福祉課
TEL 087-832-3291

指定自立支援医療機関(精神通院)の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ
令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に
有効期間が満了する方はすべて一律に
自立支援医療(精神通院医療)の受給者証の
有効期間が1年延長されます。(今回限り)

(例) 受給者証の有効期間が
【現　在】令和元年 9 月 1 日～令和 2 年 8 月 31 日　の場合
⇩
【延長後】令和元年 9 月 1 日～令和 3 年 8 月 31 日　となります。

◇ 有効期間を延長した受給者証は、新たに交付しません。

◇ 指定医療機関におかれましては、受給者証の有効期間が「令和2年3月1日から令和3年2月28日まで」の間に満了する場合は、期限を過ぎていても、有効期限を1年後に読み替えて対応してください。

◇ 有効期限が上記の対象期間に該当する方は、今回に限り、更新(再認定)のための申請書及び診断書等が不要となります。

◇ 例外として、精神手帳と同時申請する場合は、診断書の提出時期を手帳に合わせることにより次回の医療更新診断書が不要となるため、今回、手帳の申請に併せて、自立支援医療も申請を行う場合があります。

◇ 新規申請の場合は、通常どおり申請書及び診断書等が必要です。

◇ 医療の更新(再認定)の際の診断書は、原則2年に1回必要ですが、今回の状態が1年延長により、次回そのまま引き継がれます。(今回必要な年なら次回も必要、今回不要な年なら次回も不要)